

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第28条に定める訓練等給付等事業を行う事業所（以下「就労支援事業所」という。）を市内に開設する法人に対し、予算の範囲内で開設費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる就労支援事業所は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 次に掲げる事業のいずれかを行う就労支援事業所を市内に開設した法人であること。
 - ア 就労移行支援事業
 - イ 就労継続支援事業
- (2) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条に定める暴力団、又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項に違反していないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1事業所について、別表に定める経費の2/3以内の額で、1,000,000円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする就労支援事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 障害福祉サービスの事業所指定を受けたことが分かる書類
- (2) 登記事項証明書及び事業所を証明する書類
- (3) 事業計画図（位置図、設計図、配置図等）
- (4) 補助対象経費の内訳の分かる書類（見積書の写し等）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容審査及び必要な調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、その旨を鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(領収書等の提出)

第6条 補助金の交付決定を受けた就労支援事業所の代表者（以下「補助事業者」という。）は、第2条第1号に規定する就労支援事業所の開設経費が分かる領収書の写し及びその内訳が分かる書類を市長に提出するものとし、市長はその内容を確認のうえ、補助金額を確定し、当該補助事業者に対し、速やかに鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付額確定通知書（第3号様式）により通知するとともに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金請求書（第4号様式）により、市長に請求するものとする。

(補助金交付決定の取消し又は返還)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) 補助金を就労支援事業所の開設以外の目的で使用したとき。

(3) 第2条各号に規定する要件に違反したとき。

(4) 事業の実施に当たり不正な行為があったとき。

(5) その他この要綱に違反したとき。

付 則（令和2年3月31日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和5年3月23日副市長決裁）

この要綱は、令和8年3月31日にその効力を失う。

付 則（令和7年2月27日部長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年2月27日から適用する。

別表

補助対象経費	
1	工事費・工事請負費
2	工事事務費 ^{※1}
3	事務用品費（机、椅子、パソコン、電話、消火器等）

補助対象外経費	
1	外構・緑化工事
2	土地の買収に要する費用
3	既存建物の買収に要する費用
4	職員の宿舎に要する費用
5	備品関係（テレビ、冷蔵庫、浴室のビニールカーテン等）
6	施設に固着しない設備
7	不動産登記関係手数料
8	各種申請手続関係費用 ^{※2} （電力会社、水道局、消防局等）
9	その他施設整備費として適当と認められない費用（租税公課、借地料等）

※1 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等

※2 建築確認及び完了申請に係る費用は補助対象

第2号様式（第5条）
第2号様式（第5条）

鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付（不交付）決定通知書

鎌障第 年 月 日	
鎌倉市長 印	
年 月 日付け申請について、次のとおり決定したので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません
交付予定額	円
決定理由	(補助しない理由)

第3号様式 (第6条)
第3号様式 (第6条)

鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付額確定通知書

鎌障第 年 月 日	
鎌倉市長 印	
年 月 日付け鎌障第 号で交付決定した鎌倉市障害者就労 支援事業所開設補助金について、次のとおり交付額が確定しましたので通知します。	
事業所の名称	
交 付 額	円

第4号様式（第6条）
第4号様式（第6条）

鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金請求書

年 月 日				
（あて先） 鎌倉市長				
所在地.....				
請求者 名 称.....				
代表者.....				
電 話.....				
次のとおり、鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金について、請求します。				
請求額	円			
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 組合	支店名	本店 支店 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座		口座 番号
	口座名義人 （カタカナ）			

【発行担当者及び担当者】

責任者：

担当者：

電話番号：

メールアドレス：